

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

ねんきん特別便による年金記録の通知を受けて、国民年金の加入期間を確認したところ、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで夫婦二人の保険料免除の申請を行い、夫は免除されているのに、私は未納となっていた。

私は、昭和 63 年度の免除申請の手続のため A 町役場（現在は、B 市 A 総合支所）に行き、それまでと同様に夫婦二人の免除申請をしたが、私だけが免除承認されていないのは絶対にあり得ない。

今まで年金手続は、すべて私が行っているので、今回の免除申請に関しても夫の分だけを手続するという事はあり得ないので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の年度の国民年金保険料は申立人の夫とともに申請免除期間となっている。

また、申立人の申立期間以外の国民年金加入期間は、すべて納付済期間又は申請免除期間となっており、厚生年金保険からの切替手続も適正に行われていることから、申立人は国民年金制度についての理解が深いとみられる。

さらに、申立期間において、申立人については、出産等のため、経済事情が前後の年度に比べ好転する事情も無く、また、夫については、申立期間は免除期間となっており、申立人のみ免除されていなかったことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料の納付を免除されていたが、平成6年に南米から帰国後、追納についてはがきがきていたので、夫から20万円余りを出してもらって納付した。

納付したことを確認できる資料は無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2年間と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みである。

また、申立人は、「大学卒業後結婚し、すぐに南米に行き1年居住した後、平成6年10月に帰国した。その際に国民年金保険料の学生免除を受けていた期間に係る国民年金保険料の追納についてはがきが来ていた。帰国したばかりで金銭的に余裕があったので、預金通帳を管理していた夫から20万円余りを出してもらって納付した。」と供述している上、納付していたとする額は申立期間に係る保険料額とおおむね一致しており、その内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人の夫は、「妻から国民年金の免除期間を埋めたいので、お金を出してほしいと相談を受け、説得されてお金を用意した。金額は覚えていないが財布から出して直ちに用意できるような2、3万円ではなく、大金だった。」と供述しており、申立人が納付したとする主張と

も符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を夫の保険料と併せて年配の男性集金人へ毎月現金で納付していた。集金人から国民年金保険料は「全て納付済み」との説明を受けており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は昭和 45 年 11 月の婚姻後、46 年 9 月以降の国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料収納年月日がオンライン記録から確認できる昭和 59 年 4 月以降の期間について、申立人及びその夫はすべて同日に納付している上、平成 6 年 8 月分を除き納付期限内に納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時に加入していた国民健康保険に係る保険料を基に試算した当時の収入から、申立人及びその夫は国民年金保険料の納付が可能と考えられる上、ほかに申立期間において生活状況の変化など納付することが困難な状況にあったと確認される事情はみられない。

加えて、A 市は「申立期間当時、集金人による保険料徴収を行っていた。」としており、申立内容と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間のうち、昭和36年8月1日から同年11月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を36年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月15日とし、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年10月31日まで  
② 昭和36年7月1日から37年4月1日まで

中学校卒業後、1年間職業補導所へ通い、その紹介で昭和30年4月1日にB株式会社に就職し、同年10月末まで勤務した。

昭和36年7月1日に有限会社Aに就職し、次のC株式会社に転職するまでの間、D市とE市の現場でF業務に従事したことを記憶している。

両申立期間については各事業所で勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無く、特に有限会社Aでは、入社時に厚生年金保険被保険者証を再発行してもらったと記憶しており、加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間②のうち、昭和36年8月1日から同年11月15日までの期間において、有限会社AでF業務に従事していたことが認められる。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚について、ほぼ全員に厚生年



金保険被保険者としての記録が存在することが確認できるところ、複数の同僚に照会した結果、申立事業所において試用期間があったこと及び厚生年金保険の加入が希望制であったことをうかがわせる回答をした者はいない。

さらに、申立人及び複数の同僚が記憶している当該期間の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致する上、申立人が例外であったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和36年8月の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和40年7月10日に解散し、当時の事業主及び事務担当者は既に他界しているため、申立人の当該事業所における厚生年金保険の届出及び保険料控除に関する供述を得られないが、当該期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年8月から同年10月までの期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和36年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年11月15日から37年4月1日までの期間については、申立人を記憶する複数の同僚の供述に基づいて、当該同僚らの有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を検証したものの、申立人が当該期間において、有限会社AでF業務に従事していたことを確認できない。

また、有限会社Aは昭和40年7月10日に解散し、当時の事業主及び事務担当者は既に他界しているため、申立人の当該事業所における厚生年金保険の届出及び保険料控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から、申立人がB株式会社に勤務していたことは認められるものの、申立人の入社時期及び退社時期を特定できるような供述は得られなかった。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した事情はうかがえない。

さらに、昭和30年1月から同年7月までの期間において、厚生年金保険被保険者22人のうち倒産まで勤務したと述べている複数の者を含む13人が資格を喪失しているところ、申立人及び複数の同僚から、申立期間①当時について、「会社の経営状況は悪化していたようだ。」との供述や「給与の支給も遅れており、最後はもらえなくなった。」との供述があることから判断すると、事業主は申立期間①当時、従業員の厚生年金保険加入について消極的であり、当該期間に入社したとする申立人についても、厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所は昭和49年10月1日に解散し、当時の事業主等は既に他界しているため、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和55年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月29日から同年7月1日まで

私は、A株式会社に昭和51年4月19日から55年6月30日の夕方5時まで勤務していた。同日は、いつもどおりに営業の業務を5時まで行って、その後何人かの同僚と食事をし、見送られた後、新しい職場のあるBに行った。社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、月末まで勤務しているにも関わらず同年6月29日となっていることに納得いかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の勤務先に保管されているA株式会社発行の在職証明書及び複数の同僚の供述により、申立人は、昭和55年6月30日まで勤務形態及び業務内容に変更は無く、営業担当として勤務していたものと認められる。

また、申立期間当時、経理業務を担当していた同僚は、「社員については、全員、厚生年金保険に加入していた。厚生年金保険料の控除の取扱いについては、退職する月の月末まで勤務を行った場合、当該月分についても厚生年金保険料を控除する取扱いであった。」と供述しているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同僚に調査した結果、月末まで勤務していたと回答した者に係る厚生年金保険被保険者

の資格喪失日は、退職日の翌日である翌月 1 日付けであることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 55 年 4 月の標準報酬月額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び A 株式会社が加入する C 厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員資格喪失届から、申立人の厚生年金保険被保険者及び厚生年金基金加入員の資格喪失日がともに昭和 55 年 6 月 29 日であり、一致することが確認できるところ、申立期間当時、同基金の経理業務担当者は、「申立期間当時の資格喪失届は、社会保険事務所提出用と厚生年金基金提出用が複写式であり、両者に係る手続は一体的に行われていた。」と供述していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年3月から38年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から39年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から40年6月までの期間は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月26日から40年7月1日まで

A株式会社に昭和36年10月ごろから40年6月30日まで継続して働いていた。最初はB職だったが、退職する約1年前からはCの仕事もした。社長はD、経理はE、同僚にF、G、Hがいたが連絡先は知らない。弟のIは私が紹介して38年から同社で働いていた。同社の厚生年金保険被保険者記録について、ねんきん特別便で照会した結果、37年2月1日から同年2月26日までの期間が認められたが、わずか1か月足らずで退職してはいないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間のうち、昭和38年10月25日から39年2月1日までの期間について厚生年金保険に加入していることが確認できる弟は、「兄の紹介でA株式会社に入社し一緒に働いていた。その後、私は別の会社に移ったが、東京オリンピックの翌年に、A株式会社にいた兄がJに帰ることになったと私を訪ねて来た。」と供述していることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたものと推認できる。

また、同社の経理担当だった同僚は「名前は覚えていないが、当時、B職に若い人がいたのが申立人だと思う。厚生年金保険の適用については、歩合で仕事をしていたベテランC技術者の一人か二人を除いて、在籍していた従業員全員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているとともに、複数の同僚の供述から、申立期間当時の同社の従業員数は50人前後であったことが推認できる。健康保険厚生年金保険被保険者名簿によるとA株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和37年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は46人であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和37年2月1日にA株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年7月1日に資格を喪失し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社におけるB担当の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和37年3月から38年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から39年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から40年6月までの期間は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和37年2月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から40年6月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 山口国民年金 事案 547 (事案 89 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 45 年 9 月までの期間及び 46 年 5 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から 45 年 9 月まで  
② 昭和 46 年 5 月から同年 6 月まで

申立期間①について、昭和 44 年\*月の 20 歳到達時は学生であったが、両親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間②については、学生ではないが状況は同様である。父親が、「就職したら保険料を返すように。」と言っていたのを記憶している。父親は厳格な人で、義務を怠るような人ではなかった。

当初の申立て後、平成 21 年\*月に父が他界し、私に内緒で私名義の預金を残してくれていたことがわかった。したがって、やはり国民年金保険料も私に内緒で納付してくれていたはずであり、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、具体的かつ明確な説明が得られず当時の状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿により昭和 54 年 5 月 10 日から同年 10 月 4 日までの間に払い出されたと推察でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「父親は私に内緒で私名義の預金を残してくれていた

ので、私が 20 歳になった時に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたことも間違いないはずだ。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年4月まで

私は、昭和55年3月31日にA株式会社B支店を退職後、失業保険を半年間受給し、有限会社Cに再就職して踏切の保守点検、草刈り等の業務に従事していた。

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の資格記録を確認したところ、有限会社Cに係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和57年5月1日となっているので、55年10月から57年4月までの期間について調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人が有限会社Cに勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主はすでに死亡し、賃金台帳、労働者名簿等の書類は廃棄処分されているため、勤務状況等の詳細を確認することができない上、厚生年金保険の取扱いについて、当時の社会保険事務担当者に確認すると、当時、申立事業所においては、従業員の入社及び退社が頻繁にあったため勤務を始めてから1年ぐらい勤務状況を確認した後に厚生年金保険に加入させていたこと、厚生年金保険に加入すると失業保険及び老齢年金の支給が停止されるため厚生年金保険の加入について本人の希望制としていたこと、雇用条件についても臨時雇い及び日雇いの扱いとしていたことなどから、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと供述しているところ、申立人と同時期に勤務し、仕事内容が同じと認められる複数の同僚から、厚生年金保険の加入は本人が希望することによって加入することができたとの供述が得られた。

さらに、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立

人に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日と雇用保険の被保険者資格の取得日がともに昭和 57 年 5 月 1 日であり、一致していることが確認できる。

加えて、D 市 E 総合支所に国民健康保険の加入について照会するも回答を得られなかったことから、申立人の国民健康保険の加入状況については確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月12日から21年4月2日まで  
昭和20年7月12日にA株式会社B事業所へ入社し、57年12月31日にA株式会社C工場を退社するまで、A株式会社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。  
なお、申立期間は現場で炭車の札を取り記入する検炭の仕事をしていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社日の特定はできないものの、申立期間においてA株式会社B事業所に勤務していたことは、同僚の供述から推認できる。

しかしながら、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が申立人とほぼ同時期に入社したとする同僚二人についても申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いことから判断すると、申立期間当時、A株式会社では、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、坑内夫を除く職種で申立人と同時期に勤務していたと思われる同僚91人を抽出し、死亡者や連絡先不明の者を除く14人に照会したところ、11人から回答があった結果、当該同僚の一人から「自分には一年間ぐらいの試用期間があった。」との供述を得たが、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、A株式会社は、「申立期間当時、作業員も含めて従業員全員を厚生年金保険に加入させていたと思われるものの、関連資料等が無いため、試用期間の有無及び申立人の厚生年金保険料の控除等については分からな

い。」としており、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山口厚生年金 事案 594 (事案 233 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 31 日まで  
昭和 28 年 4 月から 32 年 8 月 21 日まで A 株式会社 B 販売所に勤務していた。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されているはずであるので、再調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、「昭和 30 年 2 月に経営者が交代した際、営業担当者も厚生年金保険に加入させることとなった。」との同僚の供述があること、また、営業担当者二人の A 株式会社での資格取得日は、いずれも 30 年 6 月 1 日となっていること等を理由として、平成 21 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料控除を示す資料として新たに B 社会保険事務所(当時)職員あての手紙を提出したが、当該資料には保険料控除を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。